

## 裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

請求人が、平成27年2月15日付け、同年4月14日付け及び同年5月18日付けで提起した生活保護法に基づく処分に係る4件の審査請求について、行政不服審査法第36条の規定により併合の上、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成27年2月6日付けで行った一時扶助申請却下決定処分、同年4月6日付けで行った2件の保護申請却下決定処分及び同月30日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が生活保護法（以下「法」という。）に基づき審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成27年2月6

日付けで行った一時扶助申請却下決定処分（以下「本件却下決定1」という。）、同年4月6日付けで行った住宅の鍵の費用及び勾留中の生活保護費に関する2件の保護申請却下決定処分（以下、それぞれ「本件却下決定2」、「本件却下決定3」という。）及び同月30日付けで行った保護申請却下決定処分（以下「本件却下決定4」という。）の取り消しを求めると解される。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

### (1) 本件却下決定1について

処分庁の本件却下決定1の通知書にはその理由が付されておらず、すなわち理由不備であるため不当である。

請求人が、この申請をした理由は、火災保険契約が妨げられたから住居の契約締結にいたらなかったもので、転居のための、費用を負担できないので、その費用を負担してもらうための申請であり、処分庁の判断には誤りがあると思われる。

### (2) 本件却下決定2について

処分庁が[ ]につき、平成27年4月6日付けで本件却下決定2をしたことは、理由が付されておらず、すなわち、理由不備であり不当である。請求人は、玄関のドアの鍵を盗難にあい、失ったため、その玄関のドアの鍵を開鍵するための費用を負担させられたので、保護費の再支給を申請したものであり、処分庁の判断には誤りがあると思われる。

### (3) 本件却下決定3について

処分庁が[ ]につき、平成27年4月6日付けで本件却下決定3をしたことは、理由が付されておらず、すなわち、理由不備であり不当である。請求人は保護費の未払いにつき、支払いを求めたものであり、処分庁の判断には誤りがあると思われる。

(4) 本件却下決定4について

処分庁が、[REDACTED]につき、本件却下決定4をしたことは、理由が付されておらず、すなわち、理由不備であり不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1. 当庁が認定した事実

(1) 平成27年2月5日付けで請求人は処分庁に対し、「現住居を仲介、管理する者らが、請求人の名義を冒用して、住宅火災保険契約書を作成した。たしかに、文書偽造罪の保護法益は、文書に対する公共の信用であると思います。しかし、文書の内容が真実であるか否かをいちいち調査する必要があるとすれば社会生活は停滞してしまう。したがって、上記の急迫した事由により転居にかかる費用（敷金・礼金・日割家賃）がすみやかに行われるよう申請します。」との理由で保護変更申請（以下「本件申請1」という。）を行ったこと。これに対して同月6日付けで処分庁は請求人に対し、「平成27年2月5日付けで申請をされた理由では、厚生労働省・援護局保護課長通知（原文のとおり）（第7-30）答1～16の『転居に際し、敷金等を必要とする場合』に該当しないため。」との理由により本件却下決定1を行い、通知したこと。

(2) 平成27年3月31日付けで請求人は処分庁に対し、「同月28日、何物かに自宅の鍵を盗難にあった。その日は、休日で警察は当直体勢で被害届が出せなかったのもので、明日、告訴状を大阪地検へ送付するつもりです。以上の理由により、保護費の再支給をお願いします。」との理由で保護変更申請（以下「本件申請2」という。）を行ったこと。これに対して同年4月6日付けで処分庁は請求人に対し、「実施要領上の支給要件にあたらないため。」との理由により本件却下決定2を行い、通知したこと。

(3) 平成27年3月31日付けで請求人は処分庁に対し、「平成26年、7月、8月、9月、10月、11月、12月の未払いの保護費を支給してもらいたい。」との理由で保護変更申請（以下「本件申請3」と

いう。)を行ったこと。これに対して同年4月6日付けで処分庁は請求人に対し、「生活保護実施要領上の他法他施策の活用に基づき、勾留中の保護費支給は不要と判断するため。」との理由により本件却下決定3を行い、通知したこと。

(4) 平成27年4月17日付けで請求人は処分庁に対し、「処分庁の職員らは、自己の立場を利益して、公文書を偽造して、給料等、違法に利益を得たため、請求人は、その情報集収、告訴、審査請求のための費用等を負担させられたので、保護費の再支給を求めます。」との理由で保護変更申請(以下「本件申請4」という。)を行ったこと。これに対して同年4月30日付けで処分庁は請求人に対し、「実施要領上のいずれの支給要件にも該当しないため」との理由により本件却下決定4を行い、通知したこと。

(5) 平成27年3月9日付け、同年5月28日付け及び同年6月29日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成26年7月2日 警察署より問い合わせあり。同年6月29日から請求人を公務執行妨害と傷害の容疑で取り調べ中との電話連絡あり。同日午後警察署の担当者来所、捜査関係事項照会書の提出あり。

イ 平成26年7月14日 警察署・担当者に架電、問い合わせ。現在勾留中であることを確認。(釈放の可能性があるため、保護の停止決定については起訴か否かの結果が出てから判断することとする。)

ウ 平成26年7月29日 警察署・担当者に架電、問い合わせ。請求人の状況を確認したところ、同月18日付けで起訴され、留置施設に留置されていることを確認。よって同年6月30日付け保護停止とし、同月分の返還金については法第80条による免除を行う。また同時に、請求人が起訴されたため同年7月19日付けで保護廃止とする。決定通知書については、留置所が確認できなかったため送付できなかった。

エ 平成26年12月4日 請求人、拘置所を出所後、処分庁へ受付面

接に来所、制度の相談。

オ 平成26年12月5日 受付面接 同日生活保護申請書受理し居宅移行支援事業（以下「同事業」という。）により救護施設（以下「施設」という。）へ入所。

カ 平成26年12月25日 施設を退所。同事業により敷金等を支給。現住居に入居。請求人宅訪問の上、居宅を確認。

キ 平成27年2月3日 請求人来所 請求人によれば、現住居に入居時に火災保険に加入した記憶がないのに加入させられている。このため本契約は有効なものではないなどの理由により転居したい。ついては敷金等転居の費用を支給してほしいと申し立てがあった。

ク 平成27年2月4日 請求人来所 住宅の契約内容についての不満を述べる。改めて転居費用の支給を申し立てる。却下されれば不服申し立てしたいと話していた。転居費用の申請書は自宅で記入して再度来所のうえ提出するとのことであった。

ケ 平成27年2月5日 請求人来所 敷金等転居費用を支給してほしい旨の本件申請1があった。

ケース検討会議開催 生活保護実施要領に定める「転居に際し敷金等を必要とする場合」のいずれにも該当しないため当該申請については却下が妥当との結論となった。

コ 平成27年2月6日 本件却下決定1 同日請求人に本件却下決定1通知書を送付した。

サ 平成27年3月31日 請求人来所。請求人によれば、家の鍵と金銭490円が同月28日に盗まれたと相談。盗まれた金銭は少額なので申請するつもりはないが、盗まれた鍵の交換代15,000円と自宅の開錠費21,600円を負担してほしいと本件申請2。保護費再支給の申請をしたいとの申し出あり。警察へは翌日窃盗罪で告訴する予定とのこと。

請求人によれば、勾留されていた時に支払われなかった保護費とし

て「平成26年7月、8月、9月、10月、11月、12月の未払いの保護費を支給してもらいたい」と本件申請3を行った。

シ 平成27年4月3日 処分庁内ケース診断会議にて、鍵の盗難にかかる鍵の交換代・自宅の開錠費については、実施要領上の支給要件に該当するものがなく、支給を行えないとの結論となった。勾留中の保護費については拘置所からの衣食住の提供を受けているため、保護費支給は認められないことをあらためて確認。

ス 平成27年4月7日 特定記録郵便にて住宅の鍵の費用については保護費支給が認められないとの本件却下決定2通知書を送付。

同日 特定記録郵便にて勾留期間中の保護費支給が認められないとの本件却下決定3通知書を送付。

セ 平成27年4月17日 請求人来所。「処分庁職員らが自らの立場を利用して公文書を偽造して給料等、違法に利益を得たため、その情報収集、告訴、審査請求のための費用を負担させられたので保護費等の再支給を求めます」旨の申請あり。

ソ 平成27年4月22日 同月17日の申請内容を聞き取ると、保有個人情報の公開請求に関する文書発行料（数千円ほど）、■■■■市役所への交通代とのこと。漠然とした内容では判断が難しいので何にどれだけかかったか明示するよう請求人へ依頼。（ただし結局挙証書類の提示無し。）

タ 平成27年4月28日 処分庁内ケース診断会議にて、個人情報の開示請求等にかかる費用負担にかかる保護費再支給について検討、請求者自身の意思で各種手続きを行っているので、課第10-16で示しているその他不可抗力によるものに認定できない旨確認。その他の一時扶助等でも該当するものが無いことを確認。

チ 平成27年4月30日 本件却下決定4（同年5月7日 特定記録郵便にて本件却下決定4通知書を送付。）

ツ 本件却下決定1について

本件申請1によれば、請求人と当該住居の賃貸人との契約について不正がなされている。ついては、転居したいので敷金等の転居費用を支給してほしいとのことである。しかしながら厚生労働省社会・援護局保護課長通知（第7-30）答1～16の「転居に際し敷金礼金等を必要とする場合」のいずれにも該当しないため、ケース検討会議に諮ったうえ、前記のとおり本件却下決定1を行ったものであり、処分内容、手続き方法も正当である。

テ 本件却下決定2について

鍵の盗難にかかる鍵の交換代・自宅の開錠費に費消したことを理由とする保護費の再支給については、生活保護費の支給判断となる実施要領上に該当するものがなく（参考：局長通知第10の4）、支給を行えないものである。また、預貯金を生活費に充てれば最低生活が可能であれば保護費の再支給は行わないのであるから（参考：課長通知問第10-16）、本件却下決定2の時に再支給は行う必要はなかったのである。よって本件却下決定2は正当なものであり、請求人の申し立ては失当である。

ト 本件却下決定3について

請求人が警察官署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されており、生活保護にて最低生活費の計上は必要ないものと判断、生活保護の停止・廃止を行ったものである。よって本件却下決定3は正当なものであり、請求人の申し立ては失当である。（参考：生活保護手帳別冊問答集2014問7-15）

なお、仮に留置等の事情が無かったとしても、本件申請3は平成27年3月31日に行われており、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること（参考：局長通知第10の3）とされていることから、平成26年7月に遡った保護の開始はあり得ない。

ナ 本件却下決定4について

請求人が自身の意思で行った個人情報の開示請求等の手続きにかかる費用は、生活保護手帳で明記している生活扶助費の再支給に該当する事項（盗難、強盗その他不可抗力）とは到底認められない。また他の扶助（一時扶助等）についても該当するものは無い。よって本件却

下決定4は正当なものであり、請求人の申し立ては失当である。さらに法に立ち返って考えても、支給を行う法的根拠が一切ない（扶助の種類を定めた法第11条のいずれの扶助にも該当しない）ことから、処分庁として処分基準等の条文などを明記して却下通知を行うことができず、「実施要領上のいずれの支給要件にも該当しないため」としか記載できなかったのであり、理由不備という請求人の主張には全く理由がない。

(6) 処分庁から弁明書と同時に提出のあった平成27年2月4日付けのケース記録票には「請求人、9時30分頃来所。査察指導員同席の元、請求人の転居要望を訊く。(中略)賃貸契約の事は関われないが、過去の決定等に何か不服があるのなら、不服申し立てを行うよう請求人に査察指導員が説明をした。また、転居を行いたいのであれば自費で行うか、市営住宅に応募するよう助言した。請求人は自費転居について前向きに検討するが、その際は移送費を扶助して欲しいとの要望してきた。それについては了承をせず、検討をすると返答するに留めた。」との記載があること。

(7) 平成27年3月30日付け、同年7月3日付け及び同月6日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書(以下「反論書」という。)には下記の趣旨の内容があること。

なお、平成27年7月24日付けで、審査庁は請求人に対して、前記(5)の本件却下決定4にかかる内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

#### ア 本件却下決定1について

(ア) 処分庁のした本件却下決定1は憲法(昭和21年)第22条第1項に違反して違法である。

(イ) 処分庁から、平成27年2月6日付けであった本件却下決定1通知書及び審査庁から同年3月16日付けであった「弁明書」副本によれば、厚生労働省社会・援護局保護課長通知(第7-30)答1~16の「転居に際し敷金礼金等を必要とする場合」のいずれにも

該当しない。また、処分の内容、手続き方法も正当であるとしている。

しかし、まず、上記の各文書の作成名義人はあきらかでなく、刑法（明治40年法律45号）第35条の規定による、正当な業務による行為であるとはいえない。

なぜなら、法令に基づく行為であるというには、まず、文書の作成名義人を明らかにしなければならない。

(ウ) 次に、本件却下決定1の内容をみると、法の関係法令の通知に関するタイトルを記載して、これを理由というが「理由」を国語辞典で調べてみると、「物事がそうなったわけ。いわれ。事情。」とある。だから、たとえ関係法令のタイトルを記載したからといって、それが転居にかかる費用の申請を却下する理由にはあたらない。物事がそうなったわけであるから、処分庁がした処分の理由、すなわち、請求人を転居させない理由である。これについて理由を付したのではないし、また、関係法令が適正であるかの判断は正当な行為ではなく、違法性があるかである。

しかし、この違法性については、行為者が誰であるか、すなわち、文書の作成名義人は誰であるか、これが明らかでない以上、この審査請求で弁明する利益はない。

だとすると、請求人を転居させない理由はないし、憲法（昭和21年）第22条第1項が公共の福祉に反しない限り居住の自由を補償しているのだから、処分庁のした本件却下決定1はこれに違反して違法である。

(エ) また、法律上公務員の争議行為は禁止されており、そのあおり行為については罰則が定められている（国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条第1項、第61条第4号）

(オ) したがって、審査庁は裁決でこれを取消すことと、処分庁がした本件却下決定1を取り消し、請求人の転居にかかる費用を負担することを求める。

イ 本件却下決定2について

(ア) 審査庁から平成27年6月16日付けであった、弁明書副本及び処分庁から同年4月6日付けであった、本件却下決定2通知書によれば、実施要領上の支給要件にあたらぬ、また、法に基づいた適正なものであり、請求人の審査請求を棄却するとの裁決を求めるとある。

しかし、まず、各文書の作成名義人は必ずしも明らかでなく、刑法(明治40年法律第45号)第35条の規定による正当な業務による行為であるとはいえない。

なぜなら、法令に基づく行為であるというには、まず、各文書の作成名義人を明らかにしなければならない。

(イ) 次に、本件却下決定2の内容をみると、実施要領上の支給要件にあたらぬというが、法令及び法令の範囲は明らかでない。また、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項、第6項は裁決で棄却する場合を規定しているが、しかし、処分庁が主張するような法に基づいた適正なものであり、請求人の審査請求を裁決で棄却すること、すなわち、法令が適正だからといって審査請求を裁決で棄却することを規定していない。

(ウ) さらに、これを弁明書というが「弁明」を国語辞典で調べてみると「自分のとった行動や立場の正しさを説明し、相手の理解を求めること。申しひらき」とある。また「申しひらき」とは、「そうになった理由、そうしなければならなかった事情などを説明して自分の正当性を主張すること」とある。だから、たとえ弁明書を作成したからといって、これを行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第2条各項が規定する弁明書とはいえない。そうになった理由であるから、請求人の申請を却下する理由、すなわち、なぜ、実施要領上の支給要件にあたらぬといえるのかである。各文書には、これらの理由は付されてはいないし、自分のとった行動や立場の正しさであるから、誰が、なぜ、どのような経緯で、処分決定をしたかである。すなわち、各文書の作成名義人は誰であるかである。

まず、これが明らかでない以上、この審査請求で弁明する利益はないし、これらの証拠関係からすると、請求人の申請を遅らせる目的でなされたことは明らかであり、だとすると、憲法第25条第2項は、国はすべての生活部分について、社会福祉、社会保障及び公

衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しているから、処分庁がした本件却下決定2はこれに違反して違法である。

(エ) また、法律上公務員の争議行為、あおり行為については罰則が定められている（国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条、第64条第4項）

(オ) したがって、審査庁は裁決でこれを取消し、処分庁がした本件却下決定2を取り消すことを求める。

#### ウ 本件却下決定3について

(ア) 審査庁から平成27年6月16日付けであった、弁明書副本及び処分庁から同年4月6日付けであった、本件却下決定3通知書によれば、生活保護実施要領上の他法他施策の活用に基づき、勾留中の保護費は不要と判断する、また、法に基づいた適正なものであり、請求人の審査請求を棄却するとの裁決を求めるとある。

しかし、まず、各文書の作成名義人は必ずしも明らかでなく、刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定による正当な業務による行為であるとはいえない。

なぜなら、法令に基づく行為であるというには、まず、各文書の作成名義人を明らかにしなければならない。

(イ) 次に、本件却下決定3の内容をみると、生活保護実施要領上の他法他施策の活用に基づき、勾留中の保護費は不要と判断するというが、法令及び法令の範囲は明らかでない。また、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項、第6項は裁決で棄却する場合を規定しているが、しかし、処分庁が主張する法に基づいた適正なものであり、請求人の審査請求を裁決で棄却すること、すなわち、法令が適正だからといって審査請求を裁決で棄却することを規定していない。

(ウ) さらに、これを弁明書というが「弁明」を国語辞典で調べてみると「自分のとった行動や立場の正しさを説明し、相手の理解を求めること。申しひらき」とある。また「申しひらき」とは、「そう

なった理由、そうしなければならなかった事情などを説明して自分の正当性を主張すること」とある。だから、たとえ弁明書を作成したからといって、これを行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第22条各項が規定する弁明書とはいえない。そうなった理由であるから、請求人の申請を却下する理由、すなわち、なぜ、勾留中の保護費は不要といえるのかである。各文書には、これらの理由は付されてはいないし、また、自分のとった行動や立場の正しさであるから、誰が、なぜ、どのような経緯で、処分決定をしたかである。すなわち、各文書の作成名義人は誰であるかである。

まず、これが明らかでない以上、この審査請求で弁明する利益はないし、これらの証拠関係からすると、請求人の申請を遅らせる目的でなされたことは明らかであり、だとすると、憲法第25条第2項は、国はすべての生活部分について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定しているから、処分庁がした本件却下決定3はこれに違反して違法である。

(エ) また、法律上公務員の争議行為、あおり行為については罰則が定められている（国家公務員法第98条第2項、地方公務員法第37条、第64条第4項）

(オ) したがって、審査庁は裁決でこれを取消し、処分庁がした本件却下決定3を取り消すことを求める。

## 2 判断

(1) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

(2) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持する

このできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、左に掲げる事項として、第1号で「住居」、第2号で「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

(3) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定し、第4項において、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」、第9項において、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

(4) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。

(5) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という。）第1条は、「この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」と規定し、同法第40条は、被収容者に対して衣類、寝具、食事、湯茶、日用品、筆記具など刑事施設における日常生活に必要なものを貸与又は支給する旨規定し、また、同法第62条は、被収容者に対して負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるときには、必要な医療上の措置を執るものとする旨規定している。

(6) 行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。」と規定し、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

また、本条に基づく理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、拒否処分が、どのような事実に基づいて、どのような法的理由で行われたか、を含むものでなければならないこと、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解されている。

(7) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第7は最低生活費の認定について定め、1において「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とし、2では「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。」とし、次に掲げる特別の需要のある者として「(1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要(3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と定めている。

(8) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)の力において、敷金等について、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)必要な額を認定して差しつかえない」と定めている。

(9) 局長通知第10の4は扶助費の再支給について、「前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。」と定め、その「次」として「(1) 災害のために前渡保護金品等を流失

し、又は紛失した場合（２）盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」としている。

（１０）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第７の３０）の答において、転居に際し敷金等を支給できる場合は、「火災等の災害により現住居が消滅し、又は、居住にたえない状態になったと認められる場合」等限定列举されている。

（１１）課長通知問（第１０の１６）の答には、「１盗難、強奪その他不可抗力の認定」として、（１）盗難、強奪には、「金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。」とあり、（２）その他不可抗力には、「その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。」と定めている。

（１２）「生活保護手帳（別冊問答集）２０１４」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問７の１５では、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」と記載している。

（１３）問答集（問１０の１６）の「保護金品の再支給」の答において、「本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。」と記載されている。

（１４）本件についてみると、前記第２の１の（１）から（６）の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が敷金等の支給を求め本件申請１を行ったことから、前記（１）から（３）、（８）及び（１０）により、支給要件に該当しないものとして、本件却下決定１を行ったことが認められる。また、請求人が保護費の再支給を求め本件申請２を行ったことから、処分庁は、前記（１）、（３）、（７）、（９）、（１１）及び（１３）により、保護費を支給するいずれの規定にも該当しないものとして、本件却下決

定2を行ったことが認められる。そして、請求人が勾留中の保護費の支給を求め本件申請3を行ったことから、処分庁は、勾留中の保護費支給は不要であるとして、前記(1)、(3)から(5)及び(12)により、本件却下決定3を行ったことが認められる。さらに、請求人が保護費の再支給を求め本件申請4を行ったことから、処分庁は、保護費を支給するいずれの規定にも該当しないものとして、前記(1)、(3)、(7)、(9)、(11)及び(13)により本件却下決定4を行ったことが認められる。

(15) 本件却下決定1について、請求人は、火災保険契約が妨げられたから住居の契約締結にいたらなかったので転居費用が必要である旨、また、請求人を転居させない理由はないし、憲法第22条第1項が公共の福祉に反しない限り居住の自由を補償(原文のとおり)しているのだから、処分庁のした本件却下決定1はこれに違反して違法である旨主張する。

しかしながら、転居に際し敷金等を支給できる場合については、前記(10)のとおり限定列挙されているところ、請求人の主張する転居を要する理由に対応する規定はない。

また、本来、賃貸借契約や火災保険契約に関する問題は、契約の当事者間で解決すべきものであり、請求人の主張することを理由に、請求人に対し敷金等を支給する必要があるとはいえず、処分庁が、支給要件に該当しないものとして、敷金等を支給しないとした判断は、前記(1)から(3)、(8)及び(10)に照らし、違法又は不当であるとはいえない。

さらに、その他に、請求人が現住居に居住できない具体的な事情も認められず、前記第2の1の(6)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人に対し、自費による転居は可能であることや市営住宅への応募について説明を行っている事実も認められ、転居費用を支給するか否かにかかわらず請求人が転居することを禁止しているものではないことから、処分庁の行った本件却下決定1は違法又は不当であるとはいえない。

(16) 本件却下決定2について、請求人は、玄関のドアの鍵を盗難にあり、失ったため、その玄関のドアの鍵を開鍵するための費用を負担させられたので、保護費の再支給を申請したものである旨主張する。

しかしながら、保護費を再支給できる場合については、前記(9)の

とおりであるところ、前記第2の1の(2)及び(5)の認定事実のとおり、請求人が、盗難により住居の鍵を失ったことから、結果として、住居の開錠費用相当の金額を失った旨主張する事実は認められるものの、請求人が支給を求める費用は前記(9)にいうところの当該保護金品等ではなく、鍵の開錠費用等であり、この規定には該当しないものといわざるを得ない。

また、前記(7)のとおり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされているところ、この経常的最低生活費の範囲内でやりくりが困難となる場合には、臨時的最低生活費として対応することになるが、この特別の需要に対応する一時扶助等で、本件玄関の開錠費用等について、支給できるとする記載はない。

さらには、鍵の盗難により発生した損害については、本来加害者側に賠償を求めるべきものであり、保護費により当然にまかなわれるべきものとはいえない。

したがって、処分庁が、支給要件に該当しないと判断したことは、前記(1)、(3)、(7)、(9)、(11)及び(13)に照らし、違法又は不当であるとはいえない。

(17) 本件却下決定3について、請求人は、保護費の未払いにつき、支払いを求めたものであり、処分庁の判断には誤りがある旨主張する。

しかしながら、前記第2の1の(3)及び(5)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が刑事収容施設に勾留・留置されたため、勾留・留置期間中は刑事行政の一環として措置されていることから、生活費の計上は必要ないものとして、請求人の保護を停止・廃止したものであり、保護費の未払いが生じていた事実は認められず、保護費の支給は必要がないものである。

したがって、処分庁が支給を要しないと判断したことは、前記(1)、(3)から(5)及び(12)に照らし、妥当であり、請求人の主張は認められない。

(18) 本件却下決定4について、前記第2の1の(4)及び(5)の認定事実のとおり、請求人は、処分庁職員らが不法行為を行ったものとして、告訴するための費用等を負担したことを理由に保護費の再支給を求めたことが認められる。

しかしながら、保護費を再支給できる場合については、前記（９）のとおりであるところ、請求人が、災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した事実、あるいは、盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失ったという事実は認められない。

また、前記（７）のとおり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるとされており、さらに、臨時的最低生活費には、告訴するための費用等を支給できるとする規定はない。

したがって、前記（１）、（３）、（７）、（９）、（１１）及び（１３）に照らし、処分庁が支給を要しないと判断したことは妥当であり、請求人の主張は認められない。

（１９）以上のとおり、本件却下決定１、本件却下決定２、本件却下決定３及び本件却下決定４にかかる処分庁の判断は、一連の事実関係をみる限りにおいては、前記（１）から（５）及び（７）から（１３）に照らし、違法又は不当とはいえない。

しかしながら、前記第２の１の（１）から（５）までの認定事実のとおり、本件却下決定１には「平成２７年２月５日付けで申請をされた理由では、厚生労働省・援護局保護課長通知（第７－３０）答１～１６の『転居に際し、敷金等を必要とする場合』に該当しないため。」（原文のとおり）、本件却下決定２には「実施要領上の支給要件にあたらなため。」及び本件却下決定４には「実施要領上のいずれの支給要件にも該当しないため」と記載されているのみで、理由の記載については、事実関係の記載がなく、前記（６）に照らし、請求人が前記第１の２の（１）、（２）及び（４）の審査請求の理由で主張するとおり理由の提示が不十分であるといわざるを得ない。

また、本件却下決定３には「生活保護実施要領上の他法他施策の活用に基づき、勾留中の保護費支給は不要と判断するため。」とあるが、刑事行政の一環として措置されていることから最低生活費の計上は必要ないとされているに過ぎず、活用すべき他法他施策ではないこと、さらに、その根拠とする規定についても記載がないといわざるを得ず、請求人が前記第１の２の（３）の審査請求の理由で主張するとおり理由付記が不十分である。

（２０）したがって、本件却下決定１、本件却下決定２、本件却下決定３及

び本件却下決定4については、その手続きに瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成27年10月7日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。